

項目	事業者	PDS	情報銀行	データ取引市場	DMP・CDP
事業への認定制度		なし	情報銀行認定制度（P認定及び通常認定）	データ取引市場運営事業者認定	なし
認定制度の関連法規		個人情報を含むデータ保護に関しては、 ・プライバシーマーク認証制度 ・認定個人情報保護団体の制度 などがある	総務省、経済産業省の「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0,ver2.0に基づいて、一般社団法人日本IT団体連盟が認定	一般社団法人データ流通推進協議会が基準を定めて認定	なし
主な事業者と提供サービス	分散型	・digi.me(英)「digi.me」 ・DataSign(日)「paspit」 ・アセンブログ(日)「PLR : Personal Life Repogitory」 ・富士通(日)「Personium」 ・サイバーエージェント(日)「DataFoward」	P認定 ・三井住友信託銀行株式会社「「データ信託」サービス(仮称)」 ・フェリカポケットマーケティング株式会社「地域振興プラットフォーム(仮称)」 ・株式会社J.Score「情報提供サービス(仮称)」 ・中部電力株式会社「地域型情報銀行サービス(仮称)」	上記認定を受けた事業者なし	パブリック ヤフー株式会社「Yahoo!DMP」 デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社「AudienceOne」 株式会社インティメート・マーチャ「インティメート・マーチャ(IM-DMP)」 Supership株式会社「Fortuna」 など
	集中型	・DataSign(日)「paspit」	通常認定 ・株式会社DataSign「paspit」		プライベート トレジャーデータ株式会社「TREASURE CDP」 株式会社ブレインパッド「Rtoaster」 株式会社フロムスクラッチ「b→dash」 株式会社アクティブコア「activecore marketing cloud」 など
パーソナルデータの扱い	有 (情報銀行(信託機能を提供)と一体型の場合、契約に基づく信託内容に限定される可能性がある)		有	有 (仲介するデータの制約は特になし)	有 (一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)によるガイドラインがある)
データライフサイクル	各事業者の利用規約に従う。連携する他事業者とデータ保管について廃棄のサイクルが違う場合も想定される。		各事業者の利用規約に従う。連携する他事業者とデータ保管について廃棄のサイクルが違う場合も想定される	各事業者の利用規約に従う。連携する他事業者とデータ保管について廃棄のサイクルが違う場合も想定される	各事業者の利用規約に従う。連携する他事業者とデータ保管について廃棄のサイクルが違う場合も想定される
データ提供者の権利	データ提供者(プラットフォームユーザ、PU)がデータ利用権を制御		データ提供者(プラットフォームユーザ、PU)がデータ利用権を情報銀行に委譲し、情報銀行が制御	データ取引市場運営事業者は仲介業のため、データ提供者の権利は各事業者のサービスに依存する	データ提供者の権利は各事業者のサービスに依存する

情報加工サービス（例：音声文字起こしサービス）	認定匿名加工医療情報作成事業者・認定医療情報等取扱受託事業者	MyData Operator	産業データ共有事業者	行政機関非識別加工情報制度				
なし	事業者認定制度	なし	産業データ共有事業の認定制度	行政機関非識別加工情報制度				
なし	次世代医療基盤に基づいて、主務府省（内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省）が事業者を認定	“MyDataの原則に関する宣言(DECLARATION OF MYDATA PRINCIPLES)”に賛同し、活動することになっている	生産性向上特別措置法	改正個人情報保護法、改正行政機関個人情報保護法及び改正独立行政法人等個人情報保護法				
アマゾン・ウェブ・サービス（AWS） 「Amazon Transcribe」ほか、多種多様な形態がある	<table border="1"> <tr> <td>認定匿名加工医療情報作成事業者</td> <td>一般社団法人ライフデータイニシアティブ</td> </tr> <tr> <td>認定医療情報等取扱受託事業者</td> <td>株式会社エヌ・ティ・ティ・データ</td> </tr> </table>	認定匿名加工医療情報作成事業者	一般社団法人ライフデータイニシアティブ	認定医療情報等取扱受託事業者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	Personium 富士通（日） midata イギリス連邦政府BIS省ほか(英) MesInfos Fing(Foundation Internet Nouvelle Generation)（仏）など	・株式会社シップデータセンター（ShipDC） 「IoS-OP（Internet of Ships Open Platform）」	国の行政機関や独立法人
認定匿名加工医療情報作成事業者	一般社団法人ライフデータイニシアティブ							
認定医療情報等取扱受託事業者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ							
有 （例示したサービスのような個人情報の自動編集機能の提供が普及するかは今後の状況次第）	有 （※生存する個人に関する情報に加え、死亡した個人に関する情報も保護の対象）	有	有 （船上で収集されたデータに含まれる可能性）	有 （省庁が作成するものを行政機関非識別加工情報、国立研究開発法人といった独立行政法人等が作成するものを独立行政法人等非識別加工情報）				
各事業者の利用規約に従う。連携する他事業者とデータ保管について廃棄のサイクルが違う場合も想定される	各事業者の利用規約に従う。連携する他事業者とデータ保管について廃棄のサイクルが違う場合も想定される	データソースとの間およびサービスを使用するデータとの間の個人データの流れを制御することを可能にする機能が提供されており、個人が主体となって制御できる	IoS-OP利用規約に従い、船上で発生する様々なデータに対し、データ保管、取り出し方法をプログラムレスで対応可能とする仕組みを提供	法制度のほか、非識別加工情報の提供に関する規則と個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに従った運用が求められる				
データ提供者の権利は各加工事業者のサービスに依存する	本人が事業者への情報提供を拒否できる	データ主体である個人が、自身に関する個人データの利用を管理	データ提供者（プラットフォームユーザ、PU）がデータ利用権を制御	非識別加工情報に関する事項を個人情報ファイル簿に記載し、当該個人情報ファイル簿を「電子政府の総合窓口」（e-Gov）ホームページで公表することが行政機関個人情報保護法で規定されている（44条）				